

意見書案第 10 号

最高裁判決に基づき全ての生活保護受給者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年10月8日

福岡市議会

議長 平畑雅博様

提出者 福岡市議会議員

綿貫康代

堀内徹夫

倉元達朗

中山郁美

最高裁判決に基づき全ての生活保護受給者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書

2013年から2015年にかけて、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が、平均6.5%、最大10%引き下げられました。

この引下げについて、福岡県を始め、全国29都道府県で1,027名の原告が取消しを求めて提訴したところ、本年6月27日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり違法であるとして、この引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡しました。

本来、法治国家として、国は、司法が下した判断に従い、速やかに違法状態を是正し被害を回復しなければならないはずです。しかし、国は、最高裁判決から既に3か月が経過しているにもかかわらず、社会保障審議会生活保護基準部会の下に設置された最高裁判決への対応に関する専門委員会での判断を理由に先延ばししており、いまだ同訴訟の原告を始めとする生活保護受給者への謝罪や、減額差額分の支給などの被害回復の措置を実施することなく、違法状態が続いています。

生活保護受給世帯の多くは高齢者、障がい者及び傷病者世帯であり、約200万人の生活保護受給者が10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度に満たない生活を強いられ、今もなお生存権と個人の尊厳を侵害され続けている状態にあることから、最高裁判決に基づき全ての生活保護受給者の被害回復を一刻も早く行うことが切実に求められています。

また、生活扶助基準は、就学援助や保育料の免除、個人住民税の非課税限度額などの他制度と連動するものであるため、これら他制度の対象者へも多大な影響を及ぼします。

よって、福岡市議会は、政府が、全面解決のために、被害者たる全ての生活保護受給者への謝罪及び減額差額分の支給などの被害回復の措置を速やかに実施するとともに、生活扶助基準と連動する他制度への影響を調査し、被害が認められた場合は被害回復の措置を実施されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

内閣総理大臣、厚生労働大臣 宛て

議長 名